

産業廃棄物処分委託基本契約書（案）

印
紙

1 委託業務名 第三浄水場ほか汚泥処分業務委託

2 委託場所 受注者処分場所在地

3 汚泥発生場所 北上市北工業団地地内ほか

4 委託期間 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

5 委託料 1 t 当たり 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

6 契約保証金 金 円

排出事業者である岩手県（以下「発注者」という。）と処分業者である（以下「受注者」という。）とは、発注者の事業場である第二浄水場、第三浄水場、新北上浄水場から排出される産業廃棄物である汚泥の処分に関して、第三浄水場ほか汚泥処分業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託することについて、次のとおり基本契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県企業局県南施設管理所長 室 月 敦 印

受注者 住所
氏名 印

(法令の遵守)

第1条 発注者及び受注者は、委託業務の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他関係法令を遵守するものとする。

(総則)

第2条 受注者は、この契約に定めるもののほか、別添設計図書及び別紙特記仕様書に従い、こ
れを誠実に実施するものとする。

(委託内容)

第3条 受注者の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許
可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、
受注者は速やかにその旨を発注者に書面により通知するとともに、変更後の許可証の写しを発
注者に提出し、本契約書に添付する。

処分に関する事業範囲（産業廃棄物）

- (1) 許可都道府県 岩手県
- (2) 許可の有効期限 令和 年 月 日
- (3) 事業の範囲 産業廃棄物処分業許可証のとおり
- (4) 産業廃棄物の種類 汚泥
- (5) 許可の条件 産業廃棄物処分業許可証のとおり
- (6) 許可番号

2 発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は次のとおりとす
る。

- (1) 産業廃棄物の種類 汚泥
- (2) 数量 500 t（年間見込）
- (3) 処分単価 1 t 当たり 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

3 受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

- (1) 事業場の名称
- (2) 所在地
- (3) 処分の方法
- (4) 施設の処理能力

4 第2項の産業廃棄物の第3項に指定する事業場への搬入は、本契約の締結が確定後、別途、
発注者が、収集運搬業者との契約事務手続を取り進めることから、その契約締結が確定後に、
発注者が、収集運搬を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、許可
都道府県、許可の有効期間、事業の範囲、許可の条件及び許可番号について、受注者に書面に

より速やかに通知するものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。このため、次の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照)の項目を参考に、受注者の必要とする情報の項目及びその内容について、あらかじめ発注者、受注者が協議の上、これを定めるものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項について、正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載もれがある場合は、受注者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

4 発注者は、委託する産業廃棄物に有害物を含む可能性がある場合には、公的検査機関又は環境計量証明事業所において、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示することとする。

(責任の範囲及び損害の負担等)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失に

よって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させないこととする。

- 3 受注者が、第1項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させないこととする。

(立会及び指示)

第6条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

- 2 受注者は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(契約の保証)

第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、5に規定する委託料に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 委託料の変更があった場合には、発注者、受注者協議して保証の額、発注者の保証の額の増額請求及び受注者の保証の額の減額請求について定めるものとする。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(主任技術者)

第9条 受注者は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に主任技術者通知書(様式第1号)により発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(再委託等の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務内容の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は料金を変更する必要があると認められるとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。第4条第2項の場合も同様とする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

3 受注者は、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、一時業務を中止することができる。この場合において、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努めるものとする。

(委託期間の延長)

第13条 受注者は、天災等その責に帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び完了確認等)

第14条 受注者は、発注者の指名した職員の指示による作業を完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第2号）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する業務完了報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の規定による検査に適合しなかったときは、発注者の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

（料金の支払）

第15条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、請求書（様式第3号）により発注者に第3条第2項において定める単価に基づき算出した料金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日以内に受注者に料金を支払わなければならない。

3 第3条第2項において定める料金の額が、経済情勢の変化及び第4条第2項に定める事由等により不相当となったときは、発注者、受注者双方の協議によりこれを改定することができるものとする。

（履行の追完請求）

第16条 発注者は、受注者が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（履行遅延における損害金等）

第17条 受注者が、その責に帰すべき理由により委託期間（第13条の規定に基づく変更後の委託期間内を含む。以下同じ。）内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあると認めるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の規定による損害金の額は、料金の額から出来形委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により前条第2項の規定による料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅

延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第6条若しくは第14条第3項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。
- (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下のこの号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第20条 第18条又は第19条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。

(2) 第12条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（契約の解除）

第23条 第18条、第19条、第21条及び前条の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、契約に基づき発注者から引き渡しを受けた汚泥の処理を受注者が完了していないときは、当該汚泥を発注者受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約を解除することができない。

2 前項の場合において、受注者の契約義務違反があったときは、その汚泥に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている汚泥についての処分の業務を受注者自ら実施するか、若しくは発注者の書面による承諾を得た上で、許可を有す

る別の業者に受注者の費用をもって実施させなければならない。

- 3 前項の場合において、受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、受注者はその旨を書面により発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- 4 前項の場合において、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の汚泥の処分を実施させるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。
- 5 第1項の場合において、発注者の契約義務違反があったときは、受注者は発注者に対し、発注者の契約義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の汚泥を、発注者の費用をもって当該汚泥を引き取ることを要求し、若しくは受注者自ら発注者に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第24条 受注者は、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は違約金として5に規定する委託料に予定数量乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(契約解除の場合における契約金額の返還)

第25条 受注者は、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに契約金額の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、契約金額を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりしなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(不当介入に対する措置)

第26条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(調査等)

第27条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に書面により報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第28条 発注者及び受注者（受注者の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。当該秘密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

(補則)

第29条 この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、関係法令にしたがい、その都度、発注者、受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県企業局
県南施設管理所長 様

住所
受注者
氏名

主任技術者通知書

次のとおり主任技術者を定めたので、通知します。

委託業務名	第三浄水場ほか汚泥処分業務委託
業務場所 (汚泥発生場所)	受注者処分場所在地 (北上市北工業団地地内ほか)
委託料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
委託期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
主任技術者	

(注) 経歴書等を添付のこと。

令和 年 月 日

岩手県企業局
県南施設管理所長 様

住 所
受注者
氏 名

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日 次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	第三浄水場ほか汚泥処分業務委託	
業務場所 (汚泥発生場所)	受注者処分場所在地 (北上市北工業団地地内ほか)	
委託料	総 額	金 円
	今回請求額	金 円
契約年月日	令和 年 月 日	
委託期間	全体期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
	今回完了期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

岩手県企業局
県南施設管理所長 様

住所
受注者 氏名
登録番号

請 求 書

次のとおり請求します。

請求金額	金 円 (金 : 月分) 10%対象 (うち取引に係る消費税額 円)
委託業務名	第三浄水場ほか汚泥処分業務委託
業務場所 (汚泥発生場所)	受注者処分場所在地 (北上市北工業団地地内ほか)
委託料	金 円

前回までの受領済額の内訳

第 1 回	円	第 7 回	円
第 2 回	円	第 8 回	円
第 3 回	円	第 9 回	円
第 4 回	円	第 10 回	円
第 5 回	円	第 11 回	円
第 6 回	円	計	円

振込先 銀行名

銀行 店 預金 口座番号

(注) 1 請求金額 (金) 欄には、請求の別を部分払又は、精算払と表示すること。